

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

平成30年10月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1800047 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1800031 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 19 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

平成 19 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 19 年 3 月 31 日まで A 社に在籍し、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、請求期間が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっている。

請求期間の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる平成 19 年 3 月分の給料明細書 (写) を提出するので、調査の上、当該期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録、請求者から提出された A 社発行の平成 19 年分給与所得の源泉徴収票 (写) に記載されている退職日及び事業主の回答から、請求者は請求期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、請求者から提出された請求期間に係る平成 19 年 3 月分給料明細書 (写)、事業主から提出された請求者の請求期間に係る給料一覧表 (写) 及び事業主の回答から、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者から提出された給料明細書 (写) 及び事業主から提出された請求者に係る給料一覧表 (写) により確認できる当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額から 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。